

知ろう！ 広げよう！
ひろ

こどもの権利

＜小学校4～6年生のみなさんへ＞



よこすかし
横須賀市

よこすかし きょういくいんかい
横須賀市教育委員会

子どもの権利について、考えよう



すべての子どもは、しあわせに生きる権利・育つ権利をもっています。
横須賀市では、子どもたちのすこやかな成長を市民みんなで見守り、
支えていくための条例をつくりました。(令和4年(2022年)7月)
平和で安全・安心に生活ができ、みんなが幸せにくらせるように、
このパンフレットを読んで考えてみましょう。



たっぷり遊ぶ ゆっくり休む それは大切なこと

あなたは、つかれたなと思うことがありますか。
そういうときは、ゆっくり休んで元気になるのがよいのです。
自分に合った遊びやレクリエーションをさがすのもよいです。
生活を楽しくすることは大切なことです。



自分らしくいられる学校がいいな

あなたは学校でどのようにすごしていますか。
ともだち 友達といっしょに学んだり、話したり、遊んだり ——。
あなたが学校で生き生きと自分らしく生活できるように、
学校の先生やまわりの大人たちに助けてもらうことができます。



考えたことや思ったことは表現していいんだよ

あなたは「私の話も聞いてよ」と言いたい時はありますか。
だれだって、自分の考え方を持っていますよね。
あなたが何かを考えたら、自分の意見を言ったり、
自分の考え方や気持ちを自由に表したりしてよいのです。
そして同じように、あなたも、まわりの人たちの
話をじゅうぶんに受け止めてあげてください。
もちろん、他の人をきずつけるようなことはしてはいけません。



じぶん ひみつ じぶん たいせつ
自分の秘密は、自分だけの大切なもの

じぶん ひみつ
あなたには自分だけの秘密があるでしょうか。

ともだち き てがみ まいにち にっき
たとえば、友達から来た手紙、メール、毎日つけてある日記、
ほか ひと み
他の人には見られたくないですよね。

あなたの秘密を勝手に見ることは、だれであってもゆるされないことです。

じぶん からだ じぶん たいせつ
自分の体は、自分だけの大切なもの

あなたの**からだ**は、あなただけの**たいせつ**なのです。

あなたが病気になったり、けがをしたりしたら、 病院に行ってちりょう

- してもらうことができます。
 - また、いやがっているのに 体^{からだ} をさわったり、たたいたりといった、
 - あらゆるぼう力^{りょく} はぜったいにゆるされません。
 - 体^{からだ} をさわられたりして、自分がいやだと感じたら、「いや」と言っていいんです。
 - あなたが安心^{あんしん}・安全^{あんぜん}に生活^{せいかつ}できるように、ほご者^{しゃ}や学校^{がっこう}の先生^{せんせい}など、
しんらいできるまわりの大人たちをたよってください。



みんなちがうから、みんな大切な一人

あなたには他の人とちがうところがたくさんあるでしょう。

ちがうことをいやだと思つたり、ちがうことでいじわるされたりしたことはありませんか。

ちがうことをいやだと思う必要はありません。
おもひつよう

あなたはこの世の中にたった二人しかいないのです。

あなたの代わりはだれもいません。あなたは大切な人なのです。

ひとりひとり おな たいせつ ひと
二人二三人ちがうけれど、同じようにみんな大切な人なのです。

「体が不自由だから」というように、ちがいによって差別をしてはいけません。



いちばん大切なものは命
～だれだって大切に育てられる権利がある～

そだ ひと たいせつ
あなたのことを見ている人はあなたを大切にしてくれますか

親でも、どんな人でも、あなたを育てているからといって、
りょく こころ

あなたにぼう力をふるつたり、心をきずつけたりしてはいけないのである。

大人はこどもが大人になるまでせきにんを持って大切に育てなくては

せかい たから
ならないのです。こどもは世界の 宝 です。

すべての人に、生きる権利があります。

ひとりひとり いのち たいせつ いちどみ なお
一人一人の命の大きさを もう一度見つめ直しましょう

保護者のみなさんへ

国際条約と横須賀市条例により、子どもの権利は保障されています。

子どもに関する大人やすべての市民が子どもの権利を理解し、その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

このパンフレットは、子どもたちと一緒に、学校で、家庭で、地域で、「すべての子どもたちが、幸せに生活できることとは何か」について考えていくために、ご活用いただければと思います。

◎「児童の権利に関する条約」（略称：子どもの権利条約）

平成元年(1989年)に国際連合で採択され、日本は平成6年(1994年)に条約締結国になりました。

世界中の人々が、子どもが幸せになるためにはどうしたらよいのかということを考えて作った大切な条約で、「子どもだからといって無視しないで。わたしたちの権利を守って」という子どもから大人へのメッセージです。

大人は責任を持って、子どもたちを大切に育てなければなりません。

日本をはじめ、世界のすべての国で安心して生活できる社会を実現できるように、みんなで力を合わせて、できることから行動に移していくことを願い、制定された条約です。

◎「横須賀市子どもの権利を守る条例」

横須賀市では、令和4年(2022年)7月に『横須賀市子どもの権利を守る条例』を施行しました。

子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は当然のこととして尊重されます。「子どもが保護者の愛情のもとに育まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。」それを見守り、支えるために、子どもに関するすべての市民がそれを実践するための指針となる条例です。

＜参考＞条例の解説

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3910/jourei.html>



～あなたの悩みを相談できるところ～

●子どもの人権110番

(平日/8時30分～17時15分)

☎ 0120-007-110

●子どもの悩み相談ホットライン

(月・水・金/9時～17時)

☎ 046-822-6522

●横須賀こころの電話

(平日/16時～23時 土・日・祝日/9時～23時)

☎ 046-830-5407 ※毎月第2水曜日、16時～翌朝6時

●横須賀市児童相談所

(平日/8時30分～17時)

☎ 046-820-2323

●子ども青少年相談

(平日/9時30分～17時)

☎ 046-823-3152

～「子どもの権利」解説リーフレット～

編集 横須賀市教育委員会

教育研究所

☎ 046-836-2443

発行 こども家庭支援センター

こども家庭支援課

☎ 046-827-7744

〒238-8550

横須賀市小川町11 番地

- このリーフレットは、人権啓発活動地方委託費を活用しています。
- 6,200部印刷し、1枚11.3円で製作しました。
- 再生紙を使用しています。

令和6年（2024年）10月発行